

議案第 4 号

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

第 6 期介護保険事業計画の計画期間となる平成 27 年度から平成 29 年度までの期間に係る第 1 号被保険者の保険料率等を定めるほか、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例

箱根町介護保険条例（平成12年箱根町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（保険料率）

第5条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 30,600円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,840円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,900円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 55,080円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 61,200円
- (6) 次のいずれかに該当する者 73,440円
 - ア 合計所得金額が120万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 79,560円
 - ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 91,800円
 - ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 104,040円
 - ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 116,280円
 - ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第

39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 128,520 円

- 2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第 1 項第 1 号に該当する者の平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,540 円とする。

第 7 条第 3 項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「、第 5 号ロ又は第 6 号ロ」を「若しくは第 5 号ロ」に改め、「該当するに至った第 1 号被保険者」の次に「又は第 5 条第 6 号イ、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ若しくは第 10 号イに該当するに至った第 1 号被保険者」を加え、「令第 39 条第 1 項第 1 号から第 6 号」を「第 5 条第 1 号から第 10 号」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

- 第 7 条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）

附則第 14 条の規定に基づき、法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

- 2 整備法附則第 14 条の規定に基づき、法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成 27 年 4 月 1 日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。
- 3 整備法附則第 14 条の規定に基づき、法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条第 2 項の規定は、公布の日から起算して 3 月を越えない範囲内で規則で定める日から施行する。

(保険料率に係る経過措置)

- 2 改正後の第 5 条第 1 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成 26 年度分までの保険料率については、なお従前の例による。